

令和3年度第2回兵庫県入札監視委員会会議 議事概要

開催日及び場所	令和3年11月25日(木):兵庫県農業共済会館 4F会議室		
委員	泉水 文雄 (神戸大学大学院法学研究科教授) 塚本 隆文 (元兵庫県代表監査委員) 池田 千鶴 (神戸大学大学院法学研究科教授) 松本 隆行 (弁護士) 堀 智子 (公認会計士)		
対象期間	令和3年4月1日から令和3年7月31日まで		
事務局報告			
議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について			
対象工事の件数	442件	対象期間中の指名停止件数	3件
対象工事の契約金額合計	22,001,053千円	対象期間中の資格制限件数	0件
対象工事の平均落札率	90.3%	対象工事:対象期間中に契約締結した契約予定金額250万円超の工事	
議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議について			
抽出案件の総数		4件	
うち	一般競争入札	0件	
	公募型一般競争入札	1件	
	制限付き一般競争入札	1件	
	指名競争入札	1件	
	随意契約	1件	
委員からの質問・意見及びそれに対する回答	質問・意見	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	無し		

No.	質 問 ・ 意 見	回 答
1	<p>事務局報告 令和3年度第1回兵庫県入札監視委員会会議の議事概要について</p>	
2	<p>議題 議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について (令和3年4月1日から令和3年7月31日までの入札・契約状況)</p> <p>・阪神南県民センターでの随意契約が5件、9億円と他部局より多いが、何か要因はあるか。</p>	<p>・高額な機械設備の更新工事が偶々重なったものである。</p>
3	<p>議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議について (1) 公募型一般競争入札 ア 県土整備部(公営住宅課(契約管理課))発注 県営明石松が丘第2住宅第2期建築工事 ・落札率90.7%で低入札価格調査となっている。低入札価格調査の具体的な手続はどのようなものか。</p> <p>・最低制限価格でなく、低入札価格調査基準価格や失格基準価格を設ける工事の違いは何か。</p> <p>・工事内容は、解体除却工事と建築本体工事であり、分離して各々に長けている業者に発注する方が良いのではないか。</p>	<p>・落札候補者から入札金額決定理由書の提出を求めた上でヒアリング調査を実施している。その結果、適正に施工できると判断し、落札決定、契約をした。落札者は、同時期の同種工事と合わせて金属製サッシを安価に調達していた。</p> <p>・通常の工事では最低制限価格を設けるが、予定価格が5億円以上の高額工事又は総合評価落札方式では、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格を設ける。県における最低制限価格等の算定式は公表している。入札金額が失格基準価格と低入札価格調査基準価格との範囲に入っていれば、低入札価格調査を実施する。</p> <p>・団地内の工事であるため住民に対して工事内容の説明を要するが、分離発注では責任の所在が不明確となる。また工期も延びてしまう。県営住宅の工事では建築一式工事の中に解体除却を含めて発注している。</p>
	<p>(2) 制限付き一般競争入札 ア 但馬県民局(新温泉土木事務所)発注 香住・余部道路 維持修繕工事 ・地域維持型JV方式を実施している理由を教えてください。</p>	<p>・過疎地域では都市部と違い、競争性は少ない一方で、労働力が少なく、建設業者は疲弊してきており、1者では労働力、機材の確保が難しい。そのため、地域の施設管理に不可欠な担い手を確保するために地域維持型JV方式により発注している。兵庫県では平成26年に試行導入した。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・変更契約で減額した理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏を過ぎて変更契約を行った。今年は台風、大雨が少なく、緊急小規模工事の業務量の減少等による減額である。
<p>(3) 指名競争入札 ア 阪神北県民局（宝塚土木事務所）発注 武庫川水系 武庫川 緊急小規模河川砂防 工事（宝塚市1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札から業者決定まではどのような流れか。 ・高落札率となった理由は何か。 ・変更契約では倍近い増額となっているが、どのような理由か。当初発注で作業量を増やしておけないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年2月に入札通知を行い、4月1日に年間業務量を想定して契約する。その後、実績に応じて変更契約を行う。緊急小規模工事は、緊急性があり少額で5日以内に完成するものであり、連絡を受けて、指示書を出して施工する。 ・工事内容は複雑でなく、作業員単価、作業量がわかれば、相当正確に積算できる。今回はランダム係数が上振れし、失格者が多く出たことから落札率が高くなった。 ・武庫川堤防沿いには住家があるほか、施工範囲が広く、要望が多岐にわたり、当初想定量を超えたためである。当初発注の時点で数量を増やしておくこともあり得るが、契約後に減額変更することは受注者の理解が得られにくい。
<p>(4) 随意契約 ア 病院局（県立尼崎総合医療センター）発注 兵庫県立尼崎総合医療センター南館増築 工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策の一環としての整備ということで、緊急性は理解できるが、入札を実施した場合と比べてどのくらい完成が早くなるか検討したのか。 ・契約金額が妥当であったかどうかを確認したい。積算や見積合わせの状況は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期完成が強く求められる施設であったことに加え、ひょうご新型コロナウイルス感染症対策支援基金による事業であることから、完成時期の要件があった。そのような状況下で、期限内に確実に施工可能な業者は1者しかないと判断し随意契約とした。 ・他社にも見積を依頼したが、新型コロナの感染者が集まる医療機関での作業を避けられ提出してもらえなかった。受注者となった業者から提出された見積を精査し、交渉を行ったところ、当初見積額より安価で契約できた。
<p>その他：政府調達に関する苦情処理及び建設工事に係る再苦情処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の対象期間にはなかった旨、事務局から報告した。 	